



北海道

資料1-2

その先の、道へ。北海道
Hokkaido. Expanding Horizons.

外来医療計画の方向性について

令和元年6月

北海道 保健福祉部 地域医療課

外来医療計画に関する基本的な考え方

1. 現状・課題

- 現在、今後の人口構造の変化を見据えた効率的な医療提供体制の構築に向け、「地域医療構想」（平成28年12月策定）を踏まえ、各圏域の地域医療構想調整会議において、地域の現状・課題等に関する「情報共有・意見交換」を行うとともに、各医療機関・市町村等において、具体的な取組に関する検討が進められているところ。
- 「地域医療構想」は、入院医療に関する議論が主であるが、効率的な医療提供体制の構築に当たっては、外来医療も含めた医療機関間の役割分担・連携等に関する議論を深めていくことが重要。
- 併せて、地域で中心的に外来医療を担う診療所の開設状況が都市部に偏っている傾向があることを踏まえ、診療所が比較的少ない地域における診療従事を促進する施策も講じていく必要。

2. 施策の方向性

上記の課題に対応するため、以下の3本柱で施策を講じることとし、「外来医療計画」として策定。

(1) 情報の整理・発信

- 医療機関間の役割分担・連携等に関する議論や、診療所が比較的少ない地域における診療従事を促進する観点から、外来医療の現状や今後の見通しを示す情報を整理し、積極的に発信。
 - ・ 外来医療の現状を示す各種データ等を整理・発信
 - ・ 圏域ごとに、現時点で不足する外来医療機能等を「見える化」

不足する外来医療機能の例

- ・ 初期救急医療の提供体制
 - ・ 在宅医療の提供体制
- 等

(2) 地域における協議・取組の促進

- 調整会議において、外来医療機能の状況をフォローアップするとともに、関連する施策（在宅医療に関する多職種連携協議会など）と連動させつつ、今後の取組方針について協議。
 - ・ 不足する外来医療機能等に関するフォローアップ【すべての圏域】
 - ・ 新規開業の状況に関するフォローアップ【外来医師多数区域等】

(3) 不足する外来医療機能等の確保に向けた支援

- 医療介護総合確保基金を活用し、不足する外来医療機能等の確保に向けた支援を実施。
（在宅医療提供体制の強化支援、遠隔医療の導入支援 など）

施策の方向性①（情報の整理・発信）

1. 「外来医療計画」の策定に当たり実施する取組

- 今般の「外来医療計画」の策定に当たり、以下の項目について計画に掲載・公表する。

① 外来医師偏在指標

※ 5つの要素を勘案した人口10万人対診療所医師数。厚生労働省から提供。

（①医療需要及び人口構成とその変化、②患者の流出入等、③へき地等の地理的条件、④医師の性別・年齢分布、医師偏在の種類（区域、入院／外来））

② 各圏域における現時点で不足する外来医療機能等

※ 各圏域の地域医療構想調整会議において協議し、「見える化」を図る。例えば以下のような機能が想定される。

- ・ 夜間や休日等における地域の初期救急医療の提供体制
- ・ 在宅医療の提供体制
- ・ 産業医、学校医、予防接種等の公衆衛生に係る医療提供体制
- ・ 中核的医療機関への外来患者集中の緩和 等

2. 計画期間を通じて進める取組

- 今後、医療機関間の役割分担・連携に関する議論を進める観点、診療所が比較的少ない地域における診療従事を促進する観点から、順次、より有用なデータの検討・整理を進めていく。

※ 例えば、医療機関のマッピングデータ、外来医療ニーズの状況（疾患、診療内容、受療動向など）、在宅医療提供体制に関する状況（訪問診療・往診等の実施状況など） など

- 今後、診療所が比較的少ない地域における診療従事を促進する観点から、順次、以下の取組について検討を進めていく。
 - ・ 医師会等の関係団体と連携した情報発信
 - ・ 新規開業に直接・間接に関わる機会があると考えられる金融機関、医薬品・医療機器卸売業者、調剤薬局等に対する情報発信

施策の方向性②（地域における協議・取組の促進）

1. 不足する外来医療機能等に関するフォローアップ

- 各圏域で作成された「地域医療構想推進シート」の中に、不足する外来医療機能等の確保に関する項目を追加。毎年度末、「地域医療構想推進シート」の更新を行う際に、外来医療機能に関する状況を踏まえつつ、課題と今後の取組方針を「見える化」し、地域の関係者で共有を図る。

【想定される取組方針（例）】

- ・ 外来医療の体制強化に向け、診療所の開業誘致に向けたリーフレットを作成し、情報発信を強化する。併せて、新規開業者に対する補助制度の創設について検討を進める。
- ・ 在宅医療の機能強化に向け、道が開催する「医師向け在宅医療勉強会（制度面・診療報酬体系等の勉強会）」への参加を促すとともに、道の「在宅医療提供体制強化事業」を活用し、訪問診療を実施する医療機関の増加に向けて働きかけを行う。

2. 新規開業の状況に関するフォローアップ

- 今般の「外来医療計画」については、新規開業を検討する医師等に対し、地域ごとの外来医療機能の偏在・不足等の状況について積極的に情報発信することにより、外来医療機能が不足する地域で開業すること、中でも現時点で不足する機能を担うことを促すこととしている中、計画策定後、新規開業の実態についてフォローアップすることは重要。
- 特に、外来医師多数区域においては、以下の観点から、重点的にフォローアップを実施。
（具体的な手続のイメージは次頁参照）
 - ・ どの程度の新規開業者が存在するか
⇒ 新規開業の状況を踏まえつつ、道において、外来医療機能の偏在・不足等に関する情報発信策を強化
 - ・ どの程度の新規開業者において、現時点で不足する機能を担う意向を有するか
⇒ 不足する機能を新たに担う新規開業者の状況を踏まえつつ、地域の関係者間（既存・新規を問わず）で、地域で不足する外来医療機能を確保する取組を強化
また、今後の新規開業者に対し、地域で不足する外来医療機能を担うよう働きかけを強化

※ なお、外来医師多数区域以外の圏域においても、「地域医療構想推進シート」の更新に向け、必要に応じ、新規開業の実態に関するフォローアップ等を検討。

新規開業の状況に関するフォローアップ（イメージ）

国のガイドライン

- 外来医師多数区域においては、届出様式に「地域で不足する外来医療機能を担うこと」に合意する旨の記載欄を設け、協議の場において、合意の状況を確認すること。
- 合意が得られない場合等には、協議の場へ出席を要請（文書の提出も可）するなどにより協議を行い、結果を公表すること。
- 協議の結果、方針に沿わない医療機関については、医療審議会に報告し、意見を聴取するなど一定の確認を必要とすること。

★対応のフロー

2019年度

■各圏域の調整会議

→外来医療機能のあり方の方向性を共有

- ・各種データを基に地域の現状分析・情報共有
- ・不足する外来医療機能の課題設定
- ・今後地域に必要な医療機能の確保に向けた取組の検討

2020年度

開設届等提出前

【保健所→新規開業者】

- 外来医療計画の考え方、地域の外来医療機能の現状説明
- 外来医療機能の提供に関する意向の事前確認

法人等開設の場合

開設許可申請の事前相談時

個人開設の場合

診療所開設の事前相談時

開設届提出時

【新規開業者→保健所】

- 外来医療機能の提供に関する意向調書の提出
- 地域で不足する外来医療機能を提供する意思がない場合、その理由を聴取（書面等）

<想定例>

- ・対応できる診療科ではない
- ・開業時点で必要なスタッフが確保できない

開設後

【調整会議】

- ・新規開業医療機関に関する情報提供
- ・新規開業医療機関の対応状況のフォローアップ
- ・既存事業者も含めた地域に必要な外来医療機能の確保に関する協議

道の対応(案)

- 外来医療機能の確保にむけては、新規開設者が、「地域の不足する外来医療機能を理解する」及び「その機能を担うことを理解し協力する」ことが重要。
- 新規開業者に対しては、地域の現状等について理解を促し、協力を要請するとともに、協力の意向など対応状況をフォローアップ。
- 新規開業者ばかりでなく、既存事業者の支援・協力を促すことも必要。

☆診療所開設に係る手続きは、開設許可と開設届の提出が必要な場合（法人等）と開設届の提出のみ（個人）の2パターンがある。（開設後10日以内）

☆届出受理時に、医療機関の意向把握を実施し、意向調書を提出。

調書で、地域の方向性を理解し、協力の意思表示（時期は問わない）について確認。

☆協力の可否にかかわらず、新規事業者の意向は協議の場＜地域医療構想調整会議＞で共有。協議の概要を公表。

施策の方向性③（不足する外来医療機能等の確保に向けた支援）

不足する外来医療機能等の確保に向け、医療介護総合確保基金を活用し、在宅医療提供体制の強化や遠隔医療の導入に向けた支援等を実施するとともに、外来医療計画の策定に向けた議論の状況を踏まえつつ、支援の拡充等を検討。

（１）在宅医療提供体制の強化支援

- 訪問診療等を提供する医療機関の拡大に向け、医師を対象とした在宅医療に関する勉強会（制度面、診療報酬体系等）を開催。
- 在宅療養支援病院・診療所を中心に、「在宅医療グループ」を構成する場合、以下の取組を支援。
 - ① 急変時対応（後方支援）を行った医療機関に対し、一定額を補助
 - ② 医師不在時（学会・研修等）に代診を行った医療機関に対し、一定額を補助
 - ③ 在宅療養支援病院・診療所が行う研修・勉強会に係る費用に対し、一定額を補助

※ R元年度から、訪問診療を行う医療機関が少数の地域では、「在宅医療グループ」を構成しない場合も、①・②の支援を実施（予定）。

（２）遠隔医療の導入支援

- 効率的な外来医療の提供、患者の利便性の確保等の観点から、モバイル端末を活用した遠隔診療システムの設備整備に要する費用や、遠隔診療システムの導入に向けた事業計画の作成に当たり、ICTの専門家によるコンサルティングを受けるための費用等を補助。